# 定住促進住宅取得補助金

定住を目的として神埼市内に住宅を取得された方に補助金を交付します!!



お問い合わせ先

神埼市役所 企画室 企画係

〒842-8601

佐賀県神埼市神埼町神埼 410 番地

TEL 0952-37-0102 FAX 0952-52-1120 e-mail soumu-02@city.kanzaki.lg.jp

### ■ 補助対象者

## 次の①から⑥のすべての条件を満たす、市内にお住まいの方及び市外から 移住される方

- ① 定住を目的として神埼市内に住宅を取得される方
- ② 神埼市に10年以上住んでいただける方
- ③ 平成27年4月1日以降に住宅取得に係る契約等をされる方
- ④ 市税等を滞納されていない方
- ⑤ 3親等以内の親族のからの住宅取得でない方
- ⑥ 暴力団員でない方

## ■ 対象住宅の要件

- ① 居住部分の床面積が50㎡以上
- ② 併用住宅の場合は居住部分の床面積割合が1/2以上かつ床面積50㎡以上
- ③ 住宅取得経費が200万円以上

## ■補助金の額

① 定額(基準額) 20万円

② 加算額

・脊振町又は千代田町東部地区に住宅を取得される方 30万円

・市外から新規に移住された方 10万円

•市内業者へ発注された方 5万円

•子ども1人あたり、乳幼児10万円、小学生又は中学生5万円、高校生3万円

### ■ その他

- ① 住宅取得は、新築住宅、建替住宅、建売住宅又は中古住宅を取得することを いいます。
- ② 市外から新規に移住された方とは補助金申請時において、引き続き1年以上市外に居住していた方で、神埼市に移住される方となります。
- ③ 詳細な手続きについて、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱に基づきます。

※例えば・・・夫婦、乳幼児1人、小学生1人の家族が、市外から千代田町東部地区に新築住宅 を市内の業者に発注して、移住する場合

20万円(定額)+30万円(千代田町東部地区)+10万円(新規移住)+5万円(市内業者発注)+10万円(乳幼児)+5万円(小学生)合計80万円の補助が受けられます。